

第8号様式（第9条関係）

令和2年度6月分
（新型コロナウイルス感染拡大防止減額用）

※7月10日（金）締切厳守

（表面）

調布市立学童クラブ育成料等減額・免除承認申請書

年 月 日

調布市長 宛

申請者 住所
（保護者）
氏名

下記の理由により、学童クラブ育成料等の（減額・免除）を申請します。

なお、減額又は免除の可否を決定するため、市がその保有する申請者（その属する世帯の構成員を含む。）の個人情報を調査することに同意します。

申請者氏名 ㊦

学童クラブ名	学童クラブ		
フリガナ		男・女	学校 学年
児童氏名			小学校 年生

↓ 減 免 理 由 （該当する番号全てに○を付けてください。）			
免 除	1	生活保護	生活保護法に基づく保護を受けているため
	2	中国残留邦人等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けているため
	3	就学援助	学校教育法に基づく就学援助を受けているため
	4	就学奨励	特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定による経費の支弁を特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号に掲げる区分により受けているため
	5	非課税等	児童の属する世帯の市民税が非課税であるため その他著しく生活が困難な状態にあるため（具体的な状態）
減 額	6	2人以上	2人以上の児童が放課後健全育成事業を利用しているため （他の入会児童氏名 , 小学校 年生）
	7	ひとり親医療費	調布市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例に基づく助成を受けているため
	⑧	その他	その他（具体的理由 （新型コロナウイルス感染拡大防止による利用自粛のため（育成料のみ減額））

市収受押印欄

(裏面)

減額・免除の項目	料金	申請方法
生活保護を受けている世帯	育成料 〔免除〕 月額 0円	理由欄1に○を付けて提出してください。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている世帯	延長使用料 〔免除〕 1回 0円 送迎利用料 〔免除〕 1回 0円	理由欄2に○を付けて提出してください。
就学援助を受けている世帯		理由欄3に○を付けて提出してください。 ※ 就学援助受給決定は、例年6月下旬です。受給状況を確認後、免除承認（不承認）を決定します。 就学援助受給決定以後に申請する場合は、就学援助受給認定通知書のコピーを提出してください。
就学奨励を支弁区分1で受けている世帯		理由欄4に○を付けて提出してください。 ※ 就学奨励受給決定は、例年7月上旬です。受給状況を確認後、免除承認（不承認）を決定します。 就学奨励受給が決定しましたら、就学奨励受給認定通知書のコピーを提出してください。
世帯全員の市民税が非課税の世帯、その他著しく生活が困難な状態にある世帯		理由欄5に○を付けて提出してください。その他の場合は（ ）内に具体的な状態を記入して提出してください。 ※ 市民税は、1月1日時点を基準とし、6月頃に決定し、通知します。 ・ 世帯の中に未申告の方がいる場合は免除できません。必ず世帯全員が申告してください。 ・ 入会年度の1月1日現在、市外にお住まいだった方は、その居住地が発行する非課税証明書（コピーでも可）が必要となりますので、6月以降に必ず提出してください。 ※ 「著しく生活が困難な状態」とは、生計中心者の死亡や自己退職を除く失業等により、世帯の収入額が生活保護法の規定による月額最低生活費以下に減少した場合等です。世帯全員の収入額の方かるものを添付してください。災害等による場合は、り災証明を提出してください。
2人以上の児童が放課後児童健全育成事業を利用している世帯	育成料 〔減額〕 月額 2,500円	理由欄6に○を付けて提出してください。 ※ 1人目の児童の育成料の月額は5,000円（延長使用料は1回200円）、2人目以降の児童は〔減額〕2,500円（延長使用料は1回100円）となります。
調布市ひとり親家庭等の医療費助成を受けている世帯	延長使用料 〔減額〕 1回 100円	理由欄7に○を付けて提出してください。
その他 新型コロナウイルス感染拡大防止による利用自粛のため（育成料のみ減額）	送迎利用料 〔減額〕 1回 100円	理由欄8に○を付けて、（ ）内に具体的理由を記入のうえ、提出してください。

※ 上記の項目中延長使用料の「1回」の金額は、放課後児童健全育成事業を午後6時以降に利用した場合の使用料の減免後の額です。